

令和4年度第2回 三島市民文化会館運営委員会
会議録

○日時

令和5年3月29日（水）午前10時～午前11時30分

○場所

三島市民文化会館2階 特別会議室

○出席者

（委員）宮川幸司委員長、石野寿雄職務代理、岩下晶子委員、靱山好実委員、土山如之委員、
芹澤博一委員、遠藤悦子委員、中川寛之委員

（事務局ほか）

三島市：西川産業文化部長、鈴木文化振興課長、菊池文化振興係長、中島主査

指定管理者：望月館長、松下副館長、渡辺副館長、山本副館長

○会議の公開・非公開

公開

○傍聴人

0人

○会議次第

1 開会

2 部長挨拶

3 職員紹介

4 議事

(1) 令和4年度施設利用状況について

(2) 令和4年度予算執行状況について

(3) 令和4年度光熱水費支払い状況について

(4) 令和5年度予算について

(5) 地下展示スペース・屋外ステージの使用方法について

5 その他

○配布資料

資料1 令和4年度施設利用状況について (指定管理者)

資料2-1, 2-2 令和4年度予算執行状況について (市及び指定管理者)

資料3 令和4年度光熱水費支払い状況について (指定管理者)

資料4 令和5年度予算について (市)

資料5 地下展示スペース・屋外ステージの使用方法について (市)

○会議内容

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 職員紹介
- 4 議事

—これより委員長による議事進行—

(1) 令和4年度施設利用状況について

資料1に基づき指定管理者から説明があった後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：自分もコロナ禍にこちらの会議室を利用してリモート会議を行った。LANが入っている状況だと思うが、今後（会議室の利用は）コロナ禍前の状況に戻らないとすると、例えば、大画面を設置するとリモートとして使いやすいような計画はあるか。

事務局（指定管理者）：委員のおっしゃったように各施設にはLANケーブルを設置している。加えて、地下の練習室等については、扉でWi-Fiが届きにくいいため、各部屋の天井にWi-Fiアンテナを設置している。楽屋の通路、市民ロビー、ホールロビーにもWi-Fiアンテナを設置しているためWi-Fi電波を拾いながら使っていただくことが増えている。ホールについては、学会等でハイブリッド形式、リアルとリモートで使用いただくことが増えている。委員のおっしゃるよう今後リモートで利用することが増えているため、Wi-Fi環境についてチラシやホームページでPRしたり、催事案内で紹介している。しかしながら、モニター等の設置については、利用者サービスの向上的には設置した方がいいと思うが、予算との兼ね合いもあり、全体の予算をみながら徐々に周辺機器を含め使いやすい形に対応していきたい。

委員：一気に導入するというよりは、テストケースのようなものを作ってみるといいのでは。市民の方もまだまだ知らない方も多いと思うので、是非、広報の部分で力を入れてやっていただきたい。

事務局：市からの補足だが、コロナ禍でホールや会議室の使い方が変化してきたことは、度々、館長から報告を受けている。予算獲得ということでは、優先順位もあり難しい面はあるが、市として、引き続き文化会館の使い方について文化会館と密接に情報共有し、今後どういうところを目指して使っていったらいいのかということも含め、財政担当課とも検討し、できるだけ予算獲得に努めていきたい。

(2) 令和4年度予算執行状況について

資料2-1、2-2に基づき事務局及び指定管理者から説明を行った後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：以前の運営委員会では、個別の自主文化事業の一覧があったと思うが今回はその資料はないか。

事務局（指定管理者）：毎月、市にも自主文化事業の収支等を含め報告しているものがある

ため、改めて自主事業の内訳、収支をお示しさせていただく。

委員：光熱費が上がっていることについて、市の予算からの支出があるということは税金が使われるということで、収入が増えている訳でない。光熱費については、来年度すぐにどうこうなるということはないので、収入を増やすために利用料を上げるとかという考え方はどうか。

事務局（指定管理者）：もともと利用料については条例で定められており、我々指定管理者が判断できる範疇を超えている部分となる。光熱費補てんの算出方法については、単純に令和3年度と令和4年度の差額を支出してもらうのではなく、令和3年度の単価と令和4年度の単価の差額に令和4年度の使用量でみた額となっている。また、東部地域の他の館の状況については、市町でまちまちだが、長泉町は昨年度と今年度の差額をまるまる見てもらうことになっており、沼津市は振興公社で運営しているが、光熱水費についてはもともと市で支出しているため影響がない状況。このような公共施設の光熱水費の算定にあたっては、過去の実績を元に事業計画を立てており、実績よりも著しい価格の上昇があったりすると、どうしても運営的に行き詰まってしまう。そうすると、自主文化事業ができなくなったり、ゆくゆくは休館を考えなくてはいけなくなるなど、市民サービスへの影響がでてくるため、三島市の方で差額部分に対応いただけるのは大変ありがたい。

(3) 令和4年度光熱水費支払い状況について

資料3に基づき指定管理者から説明を行った後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：電気料金については、単価が上がってしまっているためどうしようもないが、今後、太陽光パネルを乗せるとか自家発電等について考えているか。

事務局：太陽光発電等を設置するという計画は今のところない。施設の改修については、先般大規模改修を行った所ではあるが、今後も施設の経年で大規模改修をしなければいけない時期もある。そういう時を見て、或いは施設のハード的に、環境的にも太陽光パネルをつけて電気を補ったほうがいいのかどうかということも十分検討して、ハード的な部分で予算をつけて対応できればと考えている。ご意見いただいたことは、こちらの方で検討していきたい。

委員：ガスについて、4月～11月と12月～3月で契約が異なるということだったが、今後、契約の見直しなどは考えているか。

事務局（指定管理者）：冷温水機がガスを使う機械になるが、改修工事後は冷房の効率がよくなった。静岡ガスのグリーン契約に変更すると安くなる傾向がみられるが、条件があり、4つのうち3つは満たせるが1つが満たせないため、承認が得られない。引き続きガスの利用状況を見ていきながら経費が削減できる契約があるかを注視していく。

委員：市としては、ある程度電気料金が上昇する現状を受け入れていくというスタンスでいいか。

事務局：現状としては、ハード的に何か改善できるかということ、申し訳ないことにそこま

での議論がないため、今委員のおっしゃったように、現状を受け入れつつ、どう対応できるかというふうなことが現実的な対応策ということで考えている。

また、今回補正で対応したということは、当然市民の税金ということで、議会においてもそのようなご意見やご質問をいただいている。令和5年度以降については、いろんなシミュレーションを。光熱費の高騰というのが今後も続くと考えられるため、それに対してどのような策がとれるか、単純に市の税金を支出していくのか。また、先ほどご意見もありました利用料を上げていくのかとか、そういったいろんなシミュレーションをした中で、何が一番得策かというところを、なるべく早めに方向性を出していくということも考え、方向性が固まったらこの委員会でもご意見を伺いたい。

(4) 令和5年度当初予算について

資料4に基づき事務局から説明を行った後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：先ほどと同様に、来年度の予定について以前の運営委員会では、個別の自主文化事業の一覧があったと思うが今回はその資料はないか。

事務局（指定管理者）：決まっている事業について、改めて自主事業の内訳、収支をお示しさせていただきます。

(5) 地下展示スペース・屋外ステージの使用方法について

資料5に基づき事務局から説明を行った後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：屋外広場と地下ギャラリーについては、今回の改修の目玉として設置するという事になったが、どうしても地下ギャラリーは、当初からちょっとインパクトが弱いのではないかと、地下の練習室を使用する人と、台車を利用する人しか気付かないのではないかとこの心配がある。そのため、地下ギャラリーの利用について、PRの方法、利用の減免とか、そういうことも含めて、現状どうなっていて、今後どうするのかを教えてほしい。

事務局：地下ギャラリーと屋外の広場については、委員がおっしゃったように、大規模改修の中で、設置して使っていこうという話になったというふうに聞いている。ただその使い方、いわゆるルールについては決められていない、どのように使っていきたいかということは継続案件ということになっていた。

現状としては、地下ギャラリーも屋外広場もある程度催事と関係のあるもの、或いは教育的な効果が期待できるものというような、ごく限られたものについて使用を許可したという現状がある。

今後ここをどのように周知していくかということは、いろいろな方法で考えていきたいが、広報や文化会館のホームページ等を使って周知していくことで、市民の方に使いやすい方法を考えていくということになる。

ただ、心配されることは、何でもかんでも貸し出しができるということになってしまうと、例えば中のホールのイベントと極端な話まったく関係のないようなイベント等であそこを使用されてしまうということも考えられるため、できればそ

こは一体感を持たせた使い方っていうのが望ましいのではないのかと考える。館長と協議しながら、ある程度会館の中のイベントとリンクしたり、或いは、それに影響を与えないような使い方ということを考えていければと思う。

委員：屋外広場の範囲がはっきりわからないが、例えば小ホールの道路側にあるバルコニーみたいなところとか、あと地下ギャラリーの方には、通路側に行くアプローチなども含まれるのか。

事務局(指定管理者)：基本的には1平米当たりの金額になっているので、希望があれば、面積で算定という形になるが、ただどうしても動線を押さえてしまったりとか、他の利用者に影響が出る場合については指定管理者で判断した上で、許可不許可を決めるような形になると思う。

屋外広場に関しては、懸念されることとして、雨天の場合がある。雨天の場合にはどうしても成立しないというものもあると思われるため、基本的に屋外広場に関しては当日払いという形にしており、雨天の場合は使用しないということも想定した形で現在対応をしている。

委員：地下ギャラリー、エレベーターに入るアプローチのところは先ほど一体感をもたせた運用もということだったため、アプローチに何か掲示したり、飾り付けがあったり、もしくは入っていただくお客様の立看板みたいなものが出たりするのかなという想像してお聞きした。バルコニーの方も屋外スペースを使った時に、縦の変化があるだけで、お客さんにとっては新鮮で、注目度が高いと思うので、人によってはそういった形で利用することを考える方もいると思う。その場合、利用できるのであれば検討していただきたい。また、屋外で拡声器類の使用を認めて、夜間は音を出すこと禁止ということだが、夜間は照明等を使われることが多い。そういった附属設備や付帯の設備について、今後周知したり、もしくはすべて持ち込みで対応するなどの情報発信はするのか。

事務局(指定管理者)：基本的には、設備については持ち込みで対応することを考えている。ステージの夜間照明に関しては会館の照明もあり、特別な演出等がなければそのまま使っていただきたいと考えている。音については、近隣の方への影響があるため、基本的には禁止だが、音の内容によって、文化会館で判断することを考えている。

委員：使い方について、例えば地下の練習室1、練習室2、リハーサル室を全部押さえていた場合で地下ギャラリーを使用する場合に、廊下とかで音を出していいという考え方でいいか。

事務局(指定管理者)：いわゆる地下フロアを貸し切りにはしているので、通路で音を出してもいいかということだが、それは音の種類による。非常に大きい音、例えば太鼓やしゃぎりについては、上の会議室とか、全体に音が響いてきてしまうため、難しいケースについてはお断りすることになると思うが、基本的に他に影響がない限りは使っていただいてもいいと考えている。その場合は、目的外使用の申請を出していただいて、許可をとっていただくことになる。

委員：昨年、芸術祭の開催した時に小ホール通路側の壁面に看板を出させてもらい、

実行委員会として非常に喜んだ。とてもよいPRだった。一番よかったなと思ったのは、商工会議所のロビーからすごく見えて目立つ。今まで使ったことないということだったが、会館が非常に柔軟に対応してくれたと実行委員も喜んでいて。あのスペースはなかなか気づかないが目立つため、このようにうまく具合に使ったらどうかと思う。市役所などでも横断幕を出したりするが、そういったことにも利用したらどうか。バスに乗ってる人とか、市民の方へのPRの場所として使ったらどうかと考えるがどうか。

事務局（指定管理者）：今委員がおっしゃったのは壁面の横断幕でのPRということだと思う。確かにあそこは、歩道を歩いても見えるし、車で通りながらでも目に付くので、PRには非常に有効なスペースだというふうに思っている。今後どういう形で使っていくかということをお早急に検討したい。それと、お客様によってはその看板自体を用意してもらいたいという団体も出てくると思われるため、ホールの立て看板や懸垂幕などをこちらの有料サービスの一つとして提供しているので、それと同じような扱いにするのか。この辺も含め、結論を出すような形で検討したい。

委員：屋外広場について、ストリートの実証実験をされたと思うが、参考までに音をどれくらい出していいのかっていう、客観的な基準を示してもらえるといい。他県の音楽堂で、デシベルメーターが備え付けられていて、そのメーター見ながらこれ以上出さないでくださいという基準があるので分かりやすい。また、別件になるが、4月に選挙があるが、政治家の方や宗教関係では使用できるのか。

事務局（指定管理者）：選挙に関しては、個人演説会等については選挙管理委員会を通して、施設予約があるという流れになっている。使用施設についてもホールまたは大会議室という決まりがある。よって、現状では、屋外施設の個人演説会については不可ということになる。その他の政治活動については、そういう利用の希望とか申し込みがあれば、文化振興課を含めて検討が必要になる。今この場で政治のPR活動でも使えますということはおっしゃらない。

委員：逆に申請したけどはじかれました。どういう理由ですかってなった時の方が都合が悪いと思うので、あらかじめその基準を示してあげたほうがいいのではないかな。また、マスクも着用しなくていいか。

事務局（指定管理者）：マスク着用について、現状において、文化会館内でも来場者については個人の判断にゆだねることになっている。利用制限もないため、ステージ上でもマスクなしで、本番に臨んでおり、会議室も個人個人の判断という形になっている。職員については、利用者の手に触れる部分とか、直接接客とか、顔が近づいたりするケースもあるので、基本着用という形にしている。

事務局：これからいろんな利用の仕方、まだこちらでも想定できないようなこともあると思う。政治的や宗教的、或いはその商業利用にしても、ある一定期間予約をいれて物販をされたらどうするのかということ等もあると思うので、気持ちよく使っていただくために、色々とお伺いいただいたご意見を考慮し、事務局でも十分協議させ

ていただいて、細かいところのその取り扱いを詰めた上で、また皆さんに周知していききたいと思います。

5 その他

委員：来年度の予算が提示されているが、金額云々ではなくて、当初予算の一般会計1億6千万近くを三島市が負担するが、三島市全体の一般会計に占める割合とするどのくらいになるか。各自治体が会館の維持にどれぐらいの負担をしているのかっていうのは、把握されているか。どのくらいのお金を文化向上のために支出しているかということが分かれば教えてもらいたい。なぜこのような質問をするかという、私が取材した40数年前だが、全国的に文化会館が、かなり建設された。当時は取材する立場にいたため、記事にした。どことは言えないが、利用はほぼないにもかかわらず、ランニングコストが、修繕費も含めて大体年間数千万ほどかかる。三島市の場合は、人口もちょっと増えたり、新幹線駅があったり、利用率が高いからいいと思うが、こういった経営状況をご存じか。

事務局：市全体の一般会計が360億程度のため文化に関する予算としては0.44%程度。今のところ、三島市の行政側として掴んでる数字は今、手元にないが、おそらくその形態によって、形態というのは、三島市は今、指定管理者制度導入しているが、まだ直営で運営しているところもあり、その辺の形態がどういう形態や規模によって違うと思う。三島市も指定管理委託料ということで、委員がおっしゃったように、年間1億6千万程度の経費がかかるというコストを算出している。そのため、おそらく指定管理料の計算方法というのは、どの自治体でも同じような感じになってるんじゃないかなというふうには推察できるが、まとまった資料がなくて申しわけない。

委員：多分三島市くらいのスケールメリットがあれば、おそらく文化向上のために支出したお金のメリットは算出できると思うが、他所を聞くと支出だけで収入はほぼない。余談だが、地方のコミュニティFMは全部で340局程度あるが、やめたしまったところが結構ある。逆に、開設するところがあって、東海4県で30局しかないのに、静岡県だけで12局ある。やっぱりさっき申し上げたように、各自治体の会館を作るときの競争心みたいのがあって、それぞれ作ってしまったため、経営がにっちもさっちもいかない状況がある。三島市の場合は、市長の理解もあり黒字となっているが、ものごとを運営していくことはいかに難しいかということ。行政がどれぐらい負担しているかというところが、もしお時間があって、余裕があったらちょっと担当者に聞いて、どれぐらい出しているか算出できると思う。

委員：昨年の秋に1事業者として、参加させていただいた。ホールを利用したが、改修でとても綺麗になり、大変使いやすくて、本当にありがとうございました。

事務局：他にないようであれば、事務局から皆様に参考までにご意見を伺いたい。

先ほども報告させていただいた光熱費の関係になるが、今年度、市の補正予算として議会を通して予算措置することができたが、やはり議会の中でこの補正をするときに、色々とご意見があった。先ほど1,200万の予算の根拠等々説明させていた

だいたいが、それを市として払う必要があるのか、補填していく必要があるのか、或いは1,200万全額を補填していく必要があるのかというところがその議論の一つになった。事務局の考えとしては、指定管理制度を取っており、現在は市の施設に対して、管理運営を今、指定管理者へ任せている状態、その中で、まさに今のお話のあった指定管理委託料の中にある程度年間の光熱水費これぐらいかかるんじゃないかという計算の中に入れて、お支払いしているというような状況。ただ、今回のように物価がこれだけ上がってしまった場合に、そういう著しい変動に対しては、協定の中でリスク分担を定めてあり、著しい変動があった場合には協議事項ということで、文化会館の方でも、館の運営の方に支障を来してしまうということで、協議の申し出があり、三島市と協議をして補填の方法を少し考えましょうということになった。

文化会館の方でも、節電、節減に関する努力というのは、常日頃からやっていたいており、さすがにこれ以上指定管理者の方にその責を負わせるわけにはいかないだろうという考えのもとに補正ということになった。何より光熱費は、皆さんもご存知の通り固定費という部分があり、これがないと、会館の運営が成り立たないということで、企画事業費なんかとは性質が違うということも踏まえて、これだけ上がってしまったところを補填しなければ、今後、市として文化会館を運営していくことができなくなるのではないかなという考えがあり、また、総務省からの通知や指定管理者の協会等々から何とか自治体の方で補填ができないかというような通知もあり、補填を考えた。館長が先ほど申しあげました通り、例えば補填しないという状況になると、休館で対応できるのか、それとも事業をやらずに対応する、或いは開館時間を短縮するとかそういう話になってくる。そうすると、この文化会館というのは、条例で枠組みを決めてその上で運営していることになるので、条例の枠を外すことはできないので、中川委員からもありましたように、料金に転嫁できるかというとその料金も条例で決まっているので条例を改正してまでやるということは簡単な話ではない。そのため、今できる対応としては、まずは予算的な措置をして、対応していく補正予算ということになった。ただその中で先ほど申しあげた通り議会の中では、これはどのぐらい補填したらいいのか、それは我々も実は正解がなくて、できれば何とか補填できるだけは補填してあげられればと思うが、そこは議会の中でもいろいろ、議論があり、どの程度補填したらいいのかということがありました。

もう一つは、補填額を協議する際に、市民の方のご意見を聞いたのかというようなことがあった。今回は、この運営委員会に諮る前に議会を通さなければならないということで、事務局側で進めたが、おそらく来年度はこの状況はそう簡単には変わらないということ踏まえて、できれば光熱費の高騰に対するその補填ということに対して委員の皆様の率直なお考えをお聞かせいただきたい。

ここで何かを結論を出してこうしましょうああしましょうというわけではなく、どのようなお考えをお持ちかというところを、是非お聞かせいただきたい。

委員：指定管理者であろうと、市の直営で直轄であろうと、このお金はかかるわけです。

実際に今指定管理者になって、この費用というのは、補正するという事で数字として表に出てくるが。努力でもどうしようもない状態なんで、支払いますというふうなことで、僕はいいと思う。指定管理は委託してやっていて、今言ったような費用も全部はわかるわけですね。今まであんまりこういうのは表に出てこなかった。現状については今言ったようなことで、直営でやってもやらなくてもこれは必ず払う必要があるんだよというふうなことで、私はいいと思います。

それと、議会で必ず言われるのは費用対効果っていうことは必ず出てくる。我々文化団体とすると一番弱いところを突かれるような形。文化はお金ではかれないもの。市長がよく我々に言ってくれるのは、三島は品格のある町であるということ。品格とは何かって言ったら文化といつも言ってくれているんで、ここを、議員さんたちも、単純に費用対効果だけではかれないということを知ってほしい。

もう1点、他の市町とのネットワークみたいなものがあるといい。我々は、県文協という連絡があり、御殿場の人から、今まで東京にクラシックを聴きに行っていたが三島市のホールはすごくいいですねと言ってもらえて、クラシックは詳しくないが褒められてとても嬉しかった。東部のネットワークみたいなことでもって情報交換するのもいいのではないかと考えている。

事務局：今委員の方からありました他市町というところで、補正に関して他市町の状況というところで申し上げると、県内他市町もやはり指定管理、或いは施設に対して補填してるところがほとんどで。補填率としては100%の補填がほとんど、ただ中には指定管理者と案分してるところや市の施設全体で固定の率を定めたところも若干ある。

委員：市が当初予定した支出額を電気が上がったから大幅に増えてしまった、だから補てんしますよということだと思うが、議会等で色々言われてしまう可能性がある。予備費的なもので緊急避難的に使用できる項目を設けてそこに予算を措置しておくというような仕組みはできないのか。理屈的には当然市が補填するべきだと思うが、後から決めるとなると一部の人からは色々言われてしまうため、そういった仕組みがあるといいのでは。

事務局：現状の指定管理料の支出においては、予算で、金額が定められており、それも経年にわたってそれを定めてあるため、例えば清算行為みたいな形をとれるかというと、今はできないというところになってしまう。ただ今後、もしこういう状況が続いていくとなると、例えば、光熱水費は最終的に精算してその分を払うというようなところも中にはあるので、今回の指定管理期間の中でそれをやるというようなことは制度上難しいが、次期の指定管理に向けて、いろんなことを少しこちらでも勉強しながら考えていかなければならないと思う。

委員：利用料は条例で決まっています変えられないということですが、今後、日本は2割人口が減少して行って、当然三島も人口が減っていく。今後、今ある予算がそのままずっとキープして、同じ水準でいくはずがないと思う。そのため、条例は変えるつもりでいいと思えないと思う。僕らがどうこういう問題じゃないかもしれない

が、ある程度物価に対応した金額に変えていかなければならない。ただ、市民サービスなので、その辺りはある程度考慮して、金額はある程度可変するようになった方がいい。早く動き出せば少しでも早く変わると思うので、そういう動きをするべきだと思う。市民の中でそういう動きがなくて、2割へるわけです。さっきの話じゃないが、当然、もう潰れるというか、なくなっていく施設が増えると思うんで、三島はそうならないように早く動いた方がいい。

委員：市のお金になると大変高額で、家庭のお金の運用とは違うと思うが、正直お金を増やしていく方法が必要。市の施設のため、何かしら集めたお金を運用するとかそういう選択肢はないのか、もしあるのであればそうしたらいい。

その他、寄附などの一時的な補填という形で考えると、例えば海外のキリスト教文化では寄付を行うのは割と一般的なことで、自分の誕生日にある団体を指定してここに寄付してくださいなんていうページを自分で発信したりすることもできたりする。そういったような形、もしくは企業さんのスポンサーを募るなどの形で一時的な増額を見込むことは動き次第では可能なのかなと思う。問題は先ほどおっしゃったように人口減も含めて、継続的なバランスをとるところが一番難しい選択肢だと思う。人件費を削るのは大変心もとないので、やはりその他の経費のところ、借地料を何とか交渉して少し減額してもらおうとか何かしらの動きを少しする必要がある。そして、市の財政の条例のことも含めて多角的に大変な努力が必要と思う。

委員：ちょっと実際可能かどうか、質問ですが、例えば、スタジアムとか球場とかは、スポンサーつけて、何とかスタジアムで広告料を取るとかあるが、ホールはそういうことが可能なのか。契約して、ネーミングライツはできるか。

事務局：制度が不可能ではないと思うが、三島にそういう事例が今までないので、こういった形でできるかというところ、またちょっと一つご意見としてお伺いさせていただく。